

令和5年度第1回  
障害者差別解消支援地域協議会

佐賀県健康福祉部障害福祉課  
令和5年4月17日

# 目次

- (1) 障害者差別解消法について
- (2) 障害者理解啓発について
- (3) 佐賀県障害者差別解消支援地域協議会の進め方について
- (4) 佐賀県障害者差別解消条例の改正案について

## (1) 障害者差別解消法について

### ▼概要

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。



令和3年6月、同法は改正されました(令和3年法律第56号)。改正法は、政令により令和6年4月1日に施行することとされています。

## 令和3年6月の法改正のポイント

改正法の最大のポイントは、  
これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていた  
社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮、  
いわゆる「合理的配慮」が、事業者にも義務化されることです。

その他の改正点としては、

- ・国及び地方公共団体の連携協力
- ・相談に対応する人材の育成及び確保の責務について明確化  
など、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化されました。

# 令和3年6月の法改正のポイント

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	義務
民間事業者	禁止	努力義務 → 義務

## 「合理的配慮」の基本的な考え方

例えば、背の高さの「違い」により、  
見ることができない人がある



みんな同じ高さから見えるよう  
必要な分の台を置いてみる



特別扱いではなく、同じように生活するために  
必要な手助けをすることなんだね！

具体的には

目や耳が不自由な方に  
筆談や読上げなどを行う



高いところに置かれた  
商品などを取って渡す

本人が希望する方法で  
丁寧にわかりやすい  
説明を行う



# 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の変更ポイント(令和5年3月14日閣議決定)

## 第2-2、3 差別解消措置に関する共通的な事項

- **社会的障壁を解消するための手段の利用**等を理由とする不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する旨を追記
- 不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例を追記
- **合理的配慮の提供義務違反**に該当する／しないと考えられる事例を追記
- 建設的対話・相互理解の重要性を追記

## 第4-1、2 主務大臣の所管する事業分野ごとの相談窓口

## 第5-1～4 国及び地方公共団体による支援措置の実施

- **相談や紛争の防止**等のための体制整備（人材の確保・育成を含む）を記載
- **研修・啓発活動**における障害のある女性や子ども等への留意事項を記載
- 不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方の事例の収集・整理・提供について記載
- 障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に向けた取組について記載

## 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」(平成30年9月26日施行)

### 【条例の基本的な考え方】

- 法に定める「国民の責務」(努力義務)の範囲内において、県民や地域コミュニティ等の努力義務を分かりやすく定めたものです。
- 法を「補完」するものであり、新たに県民に義務を課すものではありません。
- 全ての県民が「自分たちみんなで、暮らしやすい佐賀県になるために、できることから始めよう」と思える内容にしています。
- 県、市町、民間事業者等が行う様々な障害者差別解消のための取組の「羅針盤」になればと考えています。
- 障害のある人やその家族、支援者には、日々の生活における不便さや困難さを遠慮なく周りに伝えてください、という佐賀県民の想いを込めました。

# 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」(平成30年9月26日施行)

## 第1条～第2条

目的、定義

## 第3条

基本理念

1. 全ての県民が、互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合うこと。
2. 全ての県民が、地域社会の誰もが地域活動などに参加しやすい環境をつくること。
3. 全ての県民が、それぞれの立場でできる配慮や支援をすること。

## 第4条～第6条

県民の役割、地域コミュニティの役割、事業者の役割

## 第7条～第8条

障害のある人からの意思の表明とその対応、配慮や支援

## 第9条～第12条

県の責務、相談や紛争の防止などのための体制の整備、佐賀県障害者月間、市町との連携

## 第13条

財政上の措置



## 障害者の権利擁護に関する最近の動き

### ▼障害者権利条約 総括所見(2022年9月9日)

#### 【評価された点】

- 民間企業にも合理的配慮を義務付け
- アクセシビリティの基準を整備 など

#### 【改善勧告】

- 地域移行(脱施設化)、精神科病院の強制入院
- インクルーシブ教育

佐賀県では、障害者差別解消法の改正内容を踏まえ、条例改正を行うとともに、本協議会の皆さまと一緒に障害者差別解消の推進に取り組んでいきます。

## 理解啓発の取組実績

- ・ 出前講座の開催（約240回開催 8,400人以上受講）※R5.3月現在
- ・ 啓発用ハンドブック・DVDを作成し、民間事業所・小中高校等へ配布
- ・ ニーズ調査の実施（障害当事者やその家族、事業者など）
- ・ 専任の相談員を配置

### 《取組の成果》

#### 佐賀県における障害者差別解消法の認知度

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県民意識調査	26.9%	35.1%	28.8%	32.2%



佐賀県障害者差別解消推進  
シンボルマーク



佐賀県障害者差別解消推進  
マスコットキャラクター「支える犬」

## 理解啓発の取組実績

- 「**出前カタリバ**」の開催(377回実施、計10,544名参加)  
条例で役割を例示した地域コミュニティへ、県職員が出向いて、対話をしながら条例の基本理念や役割などを広める。
- **電光掲示板**の設置  
障害のある方へのハード面での配慮の「一つのモデル」として、県庁新館展望ホール「SAGA360」に設置。



- 「**みんなでゆるスポチャレンジ in SAGA**」開催



## 県の課外授業について

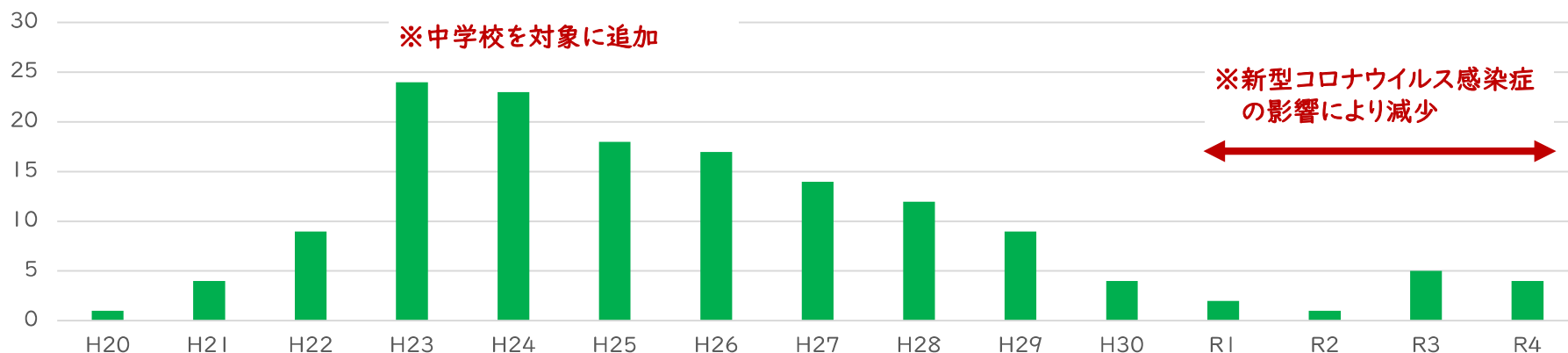
### 目的

今後、社会との関わりの中で障害者と接する機会が増加する小学生・中学生・高校生・専修学校生に対して、障害(者)について考える機会をつくり、障害(者)に対する理解の促進を図る。

### 事業概要

佐賀県内の障害当事者や支援に携わる方などが学校を訪問し、「障害者理解啓発」に関する課外授業を実施。

### 実績(学校数)



## 県の課外授業について

### 講演内容

- 障害全般について
- 障害について
  - ・内部障害、視覚障害、聴覚障害(手話)、高次脳機能障害など
- 障害者疑似体験(車イス体験等)



### 直近の課外授業

令和4年度は、アトランタパラリンピック 金メダリストのマラソンランナーの柳川 春己さん、シドニーパラリンピック 銅メダリストで元車いすバスケットボール女子日本代表 八島京子さんを講師にお招きし、パラリンピックの話や、パラスポーツ競技体験などを行って頂きました。

## (2) 障害者理解啓発について

# 佐賀県障害者月間について

県民誰もが相互に人格と個性を尊重し、ともに支えあう共生社会を目指し、障害者に対する県民の理解を図るため、障害者基本法で定められた障害者週間（12月3日～9日）を含む1か月間（11月15日～12月14日）を**佐賀県独自の「障害者月間」**としています。

### 障害者月間2022

#### ワークショップ



#### 障害者の主張大会



#### マークパネル展



#### 笑顔deさいこうマルシェ

佐賀県障害者月間  
11月15日～12月14日

障害者に対する理解を深め、障害のある人に対する偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。障害者に対する理解を深め、障害のある人に対する偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

佐賀県

## ヘルプマーク・ヘルプカード普及について

### ○ 概要

義足を使用している方や難病の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい方が、周囲から援助や配慮が得やすくなるためのマーク、カード



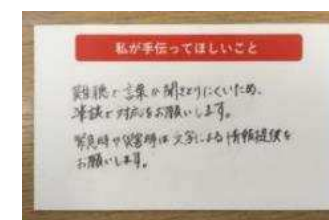
### ○ 対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい方（障害者手帳、医師の診断書等は不要です。）

### ○ 交付場所

- ・ JR佐賀駅（R4年5月31日より）
- ・ 県障害福祉課、各保健福祉事務所、各市町
- ・ 県難病相談支援センター

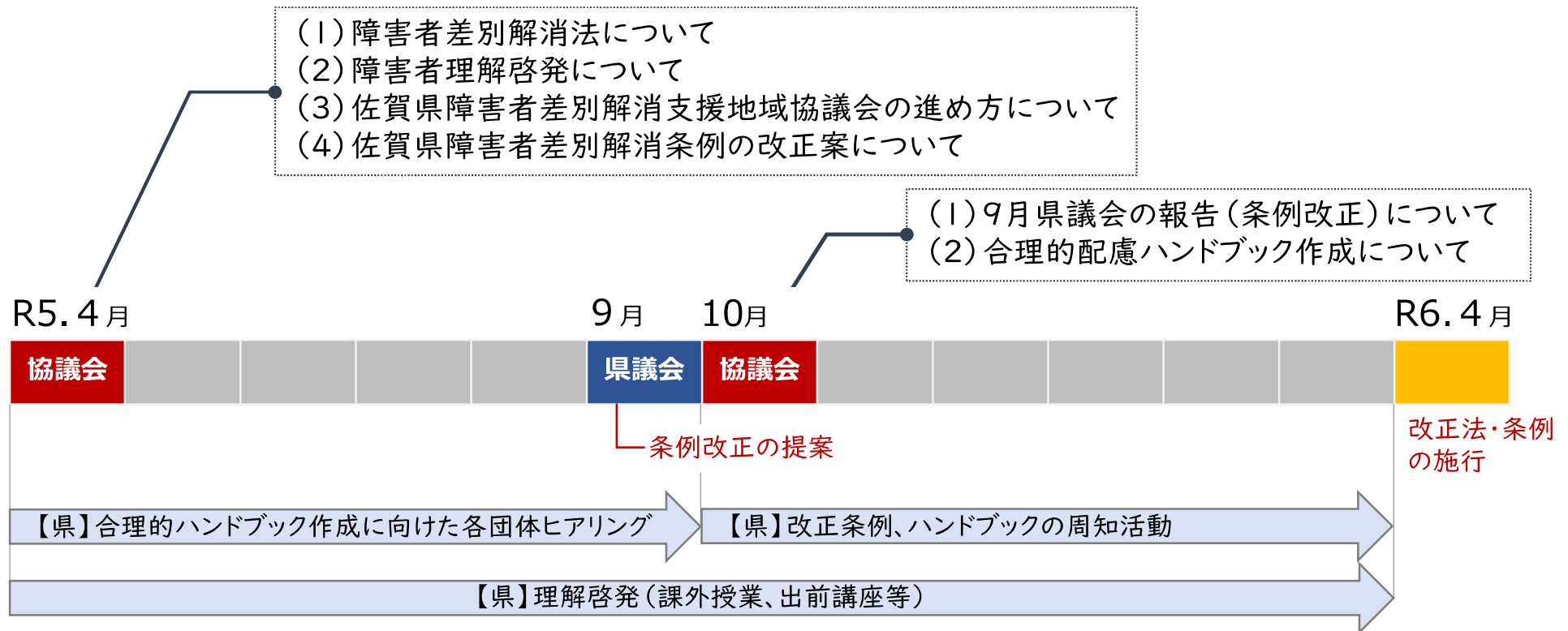
交付数 九州No.1!



※今後も、通勤・通学で多くの方が利用される駅など、身近な場所で受け取れるようヘルプマーク交付場所の拡大を行っていきます。

### (3) 本協議会の進め方について

## これからの差別解消推進のための取組



令和5年度は、4月と10月の2回協議会を開催する予定としています。  
令和6年度以降については、合理的配慮の事例共有を目的として年1回程度開催していく予定です。



# 障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる 条例の改正案

健康福祉部 障害福祉課

## 改正の理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第65号）が改正（令和3年6月4日公布）され、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、努力義務から法的義務とされたため。

## 改正内容

- 1 次に掲げる事項について定める。
  - (1) 事業者の役割に関する事項
- 2 令和6年4月1日から施行

## 期待される効果

- ・ 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図ることにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを期待される。

## 関係法令

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項  
事業者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

## スケジュール

- ・ 6月県議会説明、9月県議会提案

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正箇所との比較

## 障害者差別解消法

### 第一章 総則

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

### 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

#### 第六条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

#### (事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

## 障害者差別解消条例

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業を行うにあたり、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条第2項に定める取組を適正で合理的なものとして行わなければならない。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正箇所との比較

## 障害者差別解消法

### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

#### (相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

## 障害者差別解消条例

#### (相談や紛争の防止などのための体制の整備)

第10条 県は、障害のある人やその家族、福祉サービスを提供する事業所などの関係者からの相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう人材の育成や確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

#### (市町との連携)

第12条 県は、市町と連携し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行おうとするときは、情報の提供など必要な支援を行うものとする。